

施設従事者等による高齢者・障害者虐待の防止と 対応に関する調査結果（ダイジェスト版）

1. 調査の目的

名古屋市における施設及び事業所職員による高齢者及び障害者に対する虐待の防止に向けた課題を明確にし、職員等への研修等に役立てるため、施設及び事業所職員に対して人権意識や組織体制等についてアンケート調査により把握する。

2. 調査の概要

○調査対象：名古屋市内1, 186事業所に勤務する職員（1事業所あたり3名）

＜高齢＞特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、
デイサービス・デイケアの各事業所

＜障害＞施設入所支援、共同生活援助、生活介護の各事業所

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：平成29年9月13日～10月6日

○配布数：3, 558票（高齢：2, 733、障害：825）

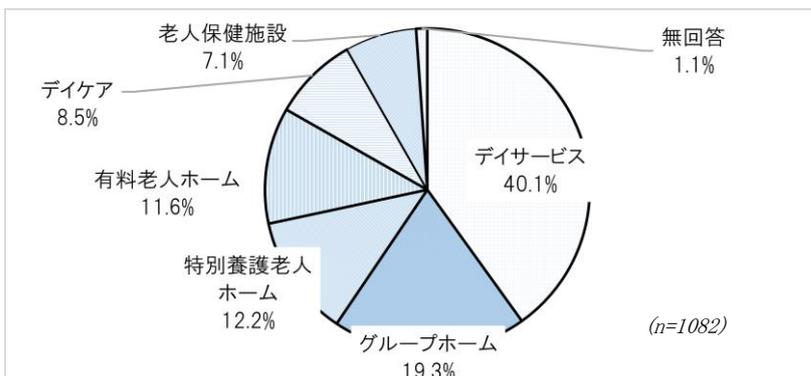
○有効回収数：1, 522票（高齢：1, 082、障害：440） 回収率：42.8%

I 調査対象：高齢者福祉施設・事業所

1. 回答者の基礎情報

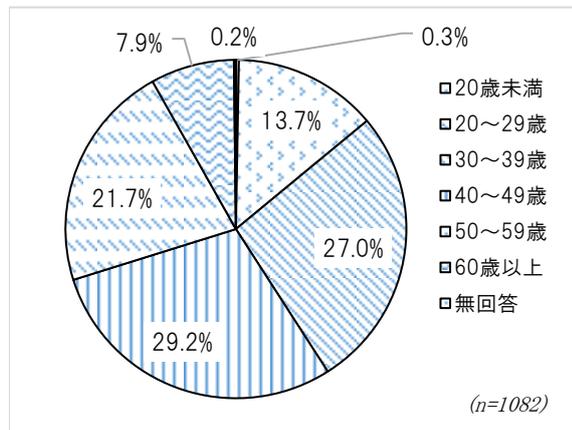
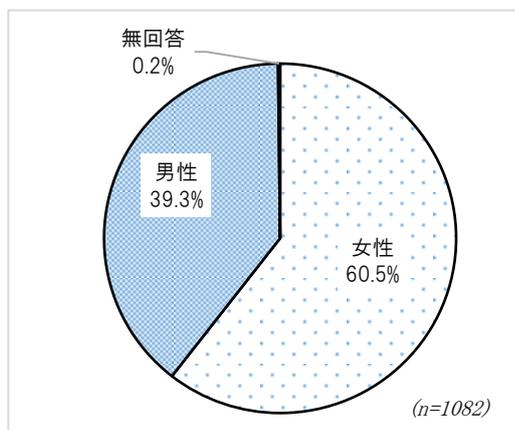
(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は「デイサービス」が、最も多く40.1%でした。



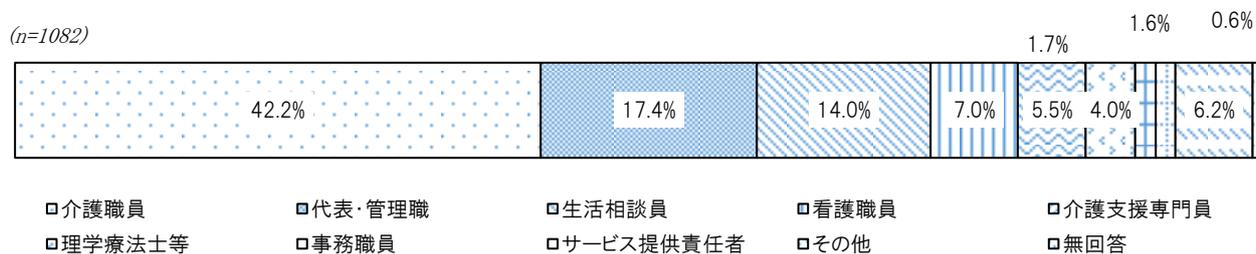
(2) 性別及び年齢

回答者の性別は「女性」が60.5%、年齢別では「30～39歳」「40～49歳」がそれぞれ3割弱でした。



(3) 職種及び役職

回答者の職種について、保有する資格でなく雇用されている職種では「介護職員」が最も多く4割以上で、回答者の役職は「一般職」が6割超でした。

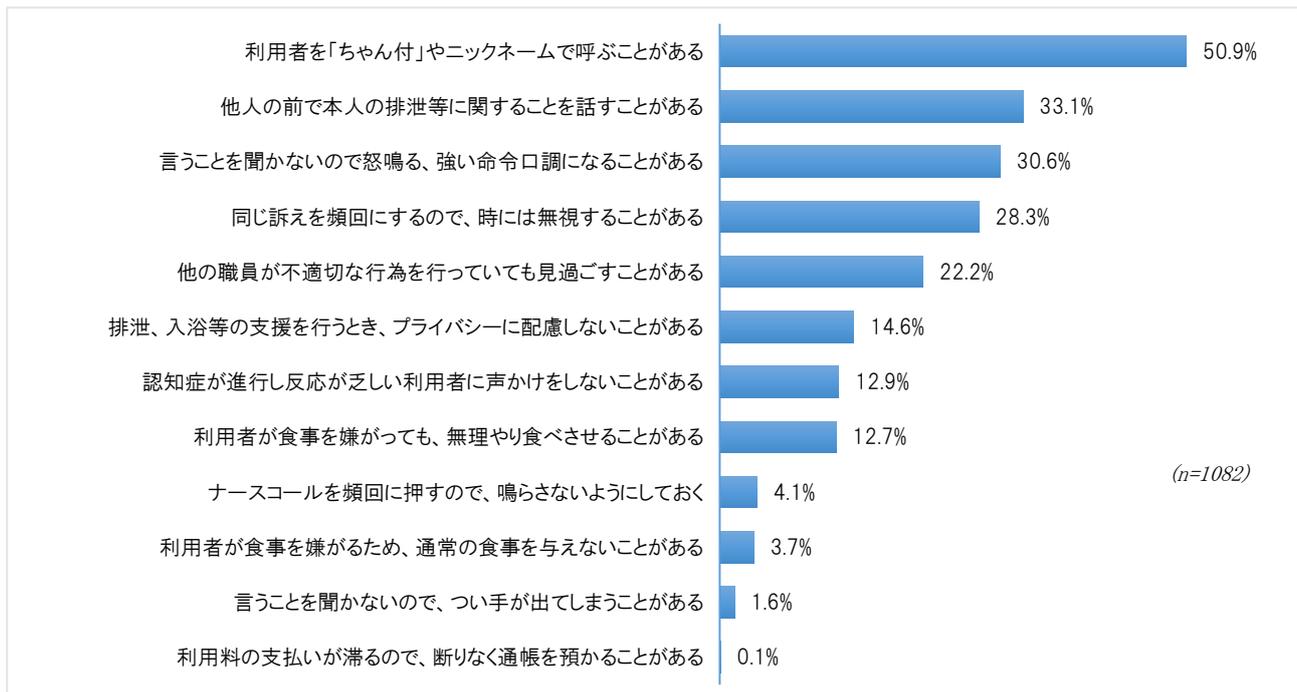


(n=1082)



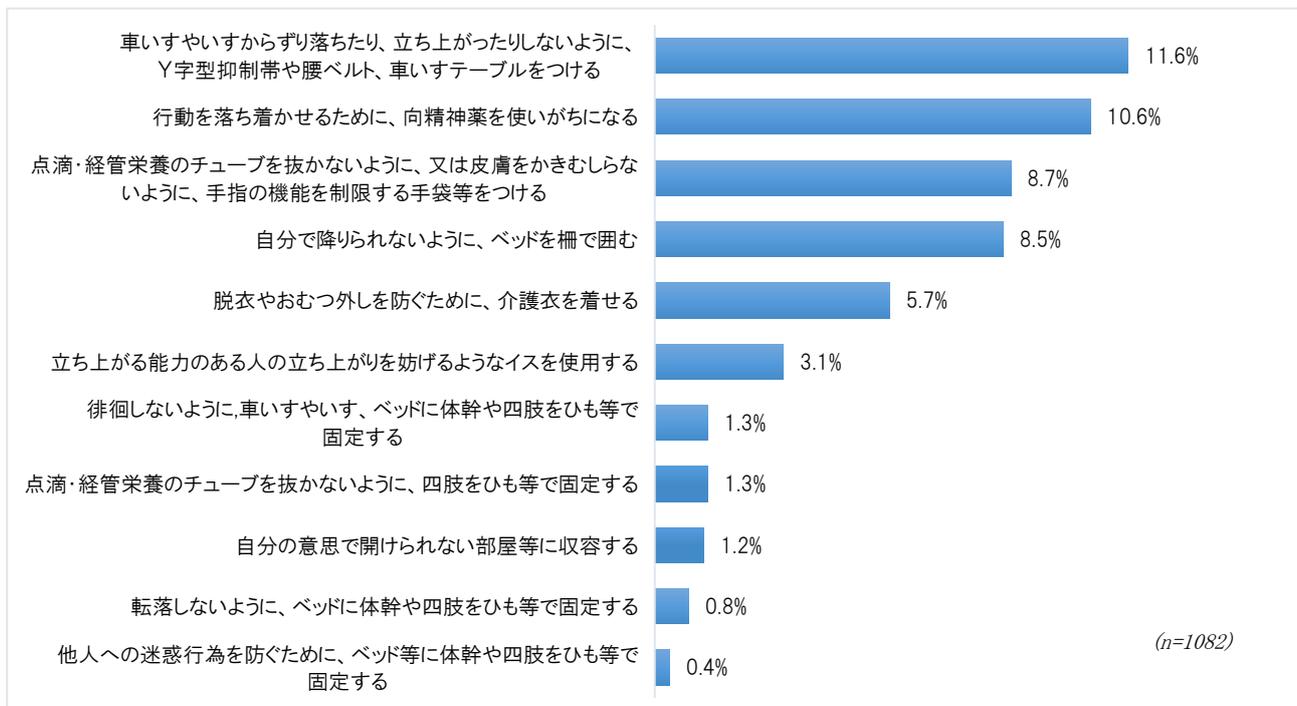
2. 高齢者虐待行為に対する認識について

(1) ここ1年以内に行った、または見聞きした行為について



上表中の高齢者虐待にあたる又は準ずる行為（以下「虐待行為」という。）について、ここ1年以内に回答者が行った、又は他の職員が行っていたのを見聞きしたことがあるかを尋ねると『ある』の回答者は、全体では68.2%で、入所系施設が75.9%、通所系施設が60.3%でした。

(2) ここ1年以内に行った、または見聞きした身体拘束について

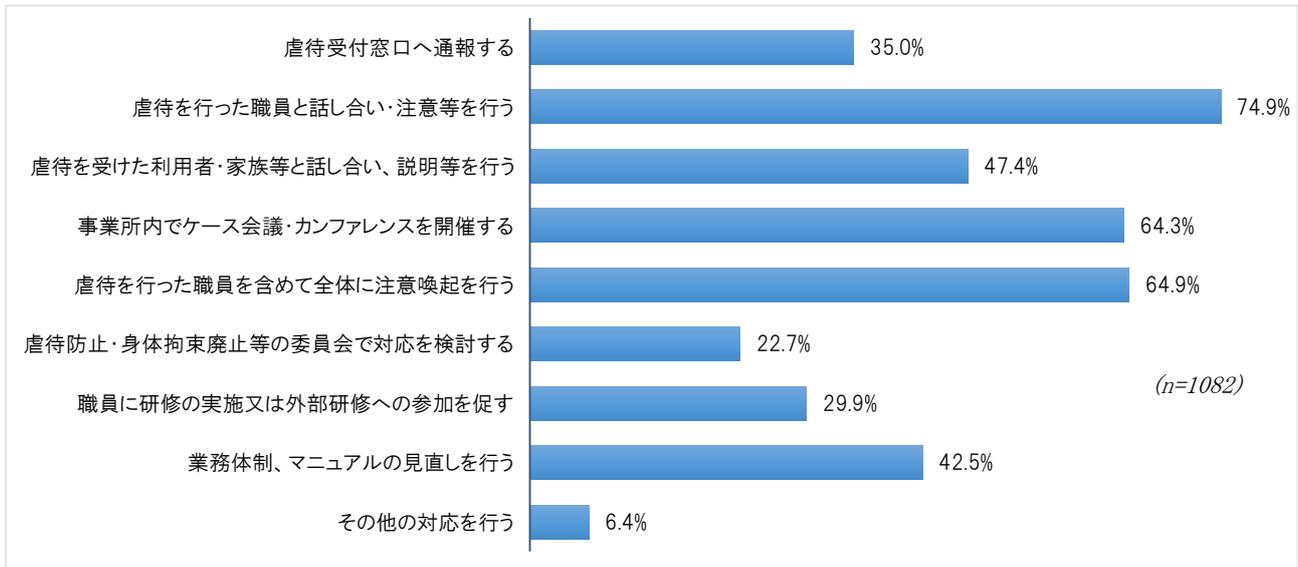


上表中の身体拘束にあたる行為（以下「拘束行為」という。）について、必要性のある利用者がいた場合に、ここ1年以内に回答者が行った、又は他の職員が行っていたのを見聞きしたことがあるかを尋ねると『ある』の回答者は、全体では28.1%で、入所系施設が41.4%、通所系施設14.3%でした。

3. 高齢者虐待への対応と認識について

(1) 高齢者虐待が疑われたケースに気づいた際の対応について

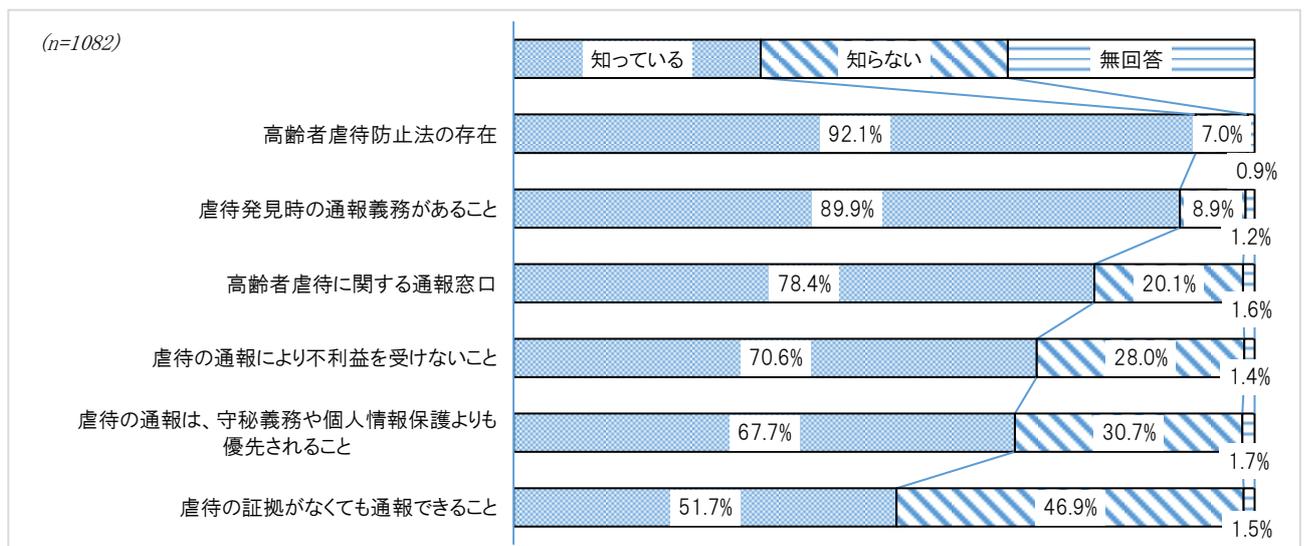
(複数回答: 上限なし)



施設内で、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合「虐待受付窓口へ通報する」と回答した方は、35.0%に留まっていますが、虐待行為や拘束行為を施設内で見聞きしたことがともに「ない」と回答した方の虐待相談窓口への通報割合は45.8%と高く、虐待防止法や適切な介護知識を持つことが虐待防止につながっていると考えられます。

「虐待防止、身体拘束廃止等の委員会」での検討割合も22.7%に留まっています。厚生労働省では、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ることとしています。また平成30年度の介護報酬の改定により、上記基準を満たさない場合は「身体拘束廃止未実施減算」が規定されました。これらのことから、虐待防止等の委員会の適切な開催が求められます。

(2) 高齢者虐待防止法に関する理解について

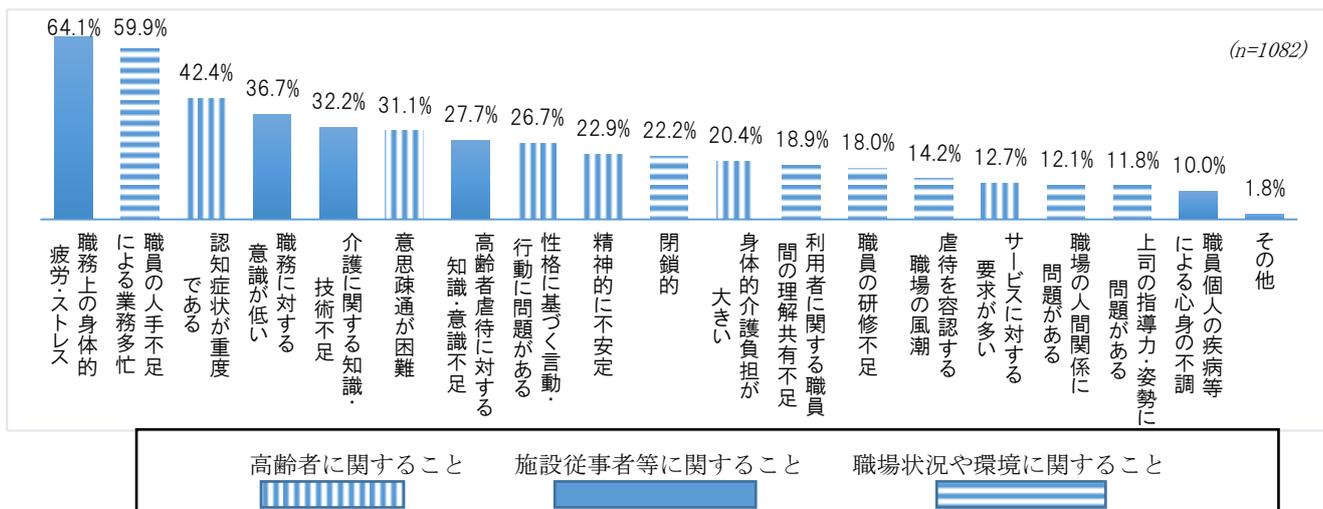


「虐待防止法の存在」を知っている割合は全体的に高いことがわかりました。しかし、虐待防止法で定められている「虐待通報は、守秘義務より優先される」「虐待の証拠がなくても通報できること」等についての理解割合は低いため、虐待防止法の内容についての周知が必要です。

4. 高齢者虐待の防止に向けて求められること

(1) 高齢者虐待の要因について

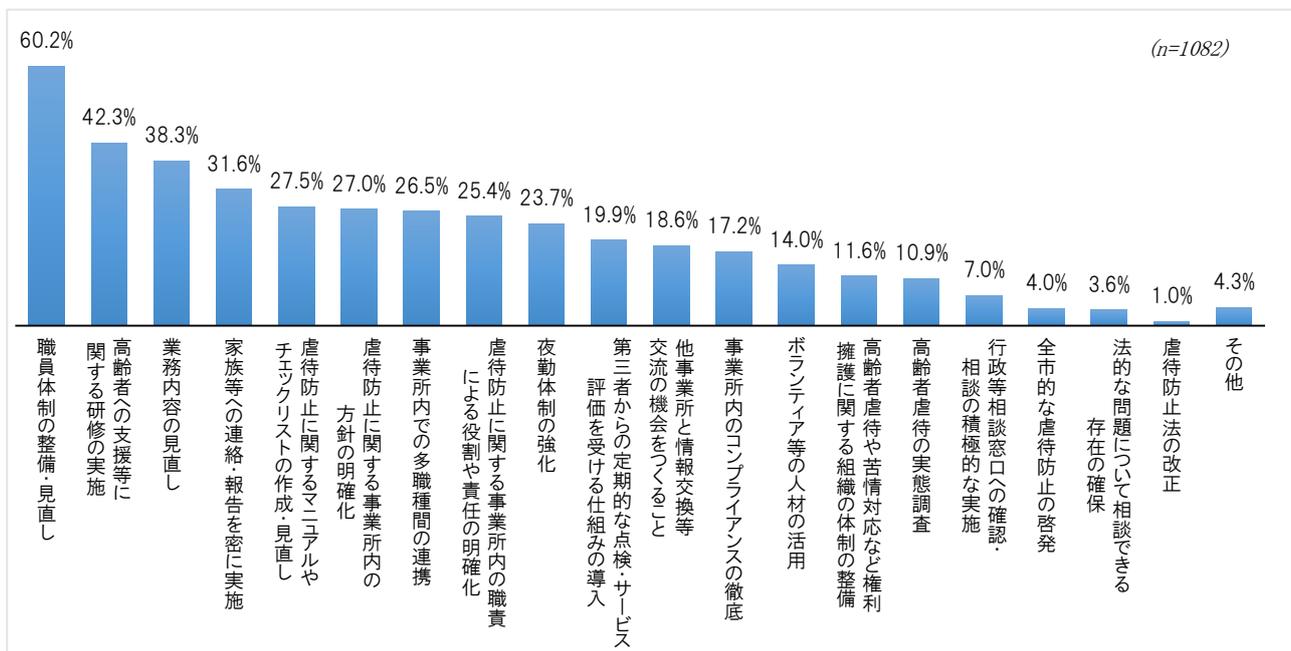
(複数回答:3つまで)



「職務上の身体的疲労・ストレス」「職員の人手不足による業務多忙」は、虐待行為や拘束行為の「ある」「ない」に関係なく原因の上位となっています。その他「ある」という方と「ない」という方では、高齢者虐待が起こる原因についての考えに差があることがわかりました。「ある」という方は「上司の指導力・姿勢に問題がある」「閉鎖的（第三者の目が入らない等）」を原因とする回答が高く「ない」という方は、「本人の身体的介護負担」「利用者に関する職員間の理解共有不足」などを原因とする回答が高くなっています。

(2) 高齢者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:5つまで)



約30%の職員が研修に参加していないことがわかりました。また「ケアワーカー・介護職員」は、業務が忙しい、時間がないとの理由で研修に参加できない状況があることもわかりました。

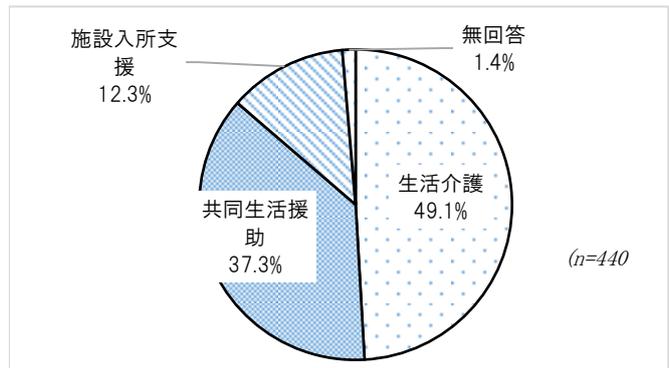
虐待行為が「ある」施設も「ない」施設も研修参加の割合に差はありませんが、自由記述の分析から「ない」施設では研修参加後に施設内での研修内容の共有がされている割合が高く「ある」施設では低いという差が出ました。ただ単に研修会への参加率を上げるだけでなく、研修後に施設内で研修内容の共有化を図る仕組みを作っていくことや伝達研修が行いやすい資料作りも考えていく必要があります。

II 調査対象：障害者福祉施設・事業所

1. 回答者の基礎情報

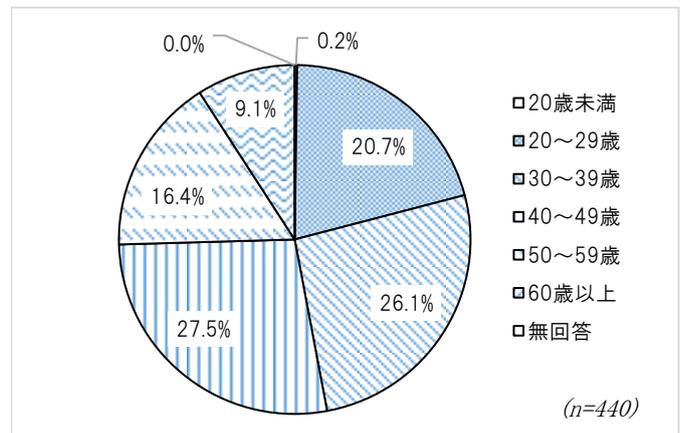
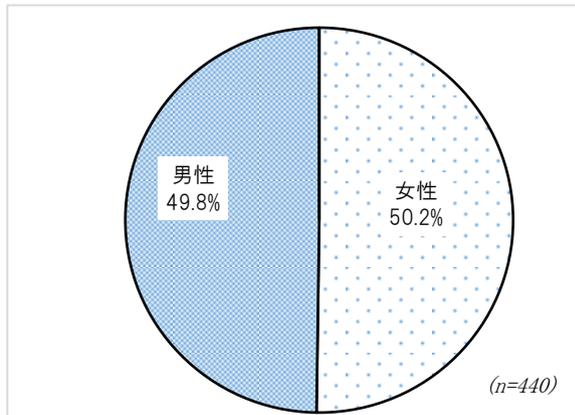
(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は「生活介護」が、最も多く、49.1%でした。



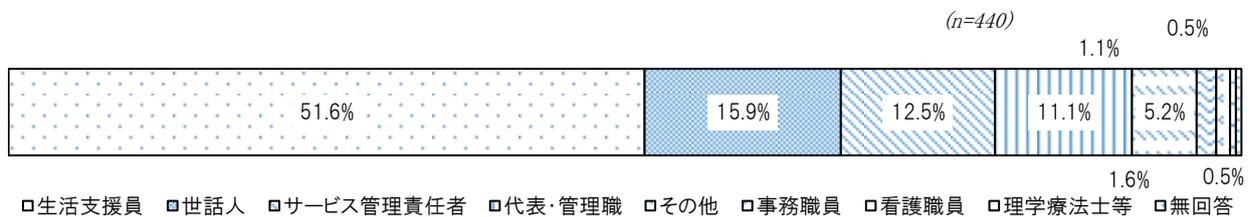
(2) 性別及び年齢

回答者の性別は「女性」と「男性」がほぼ半数、年齢別で見ると「30～39歳」「40～49歳」がそれぞれ3割弱でした。



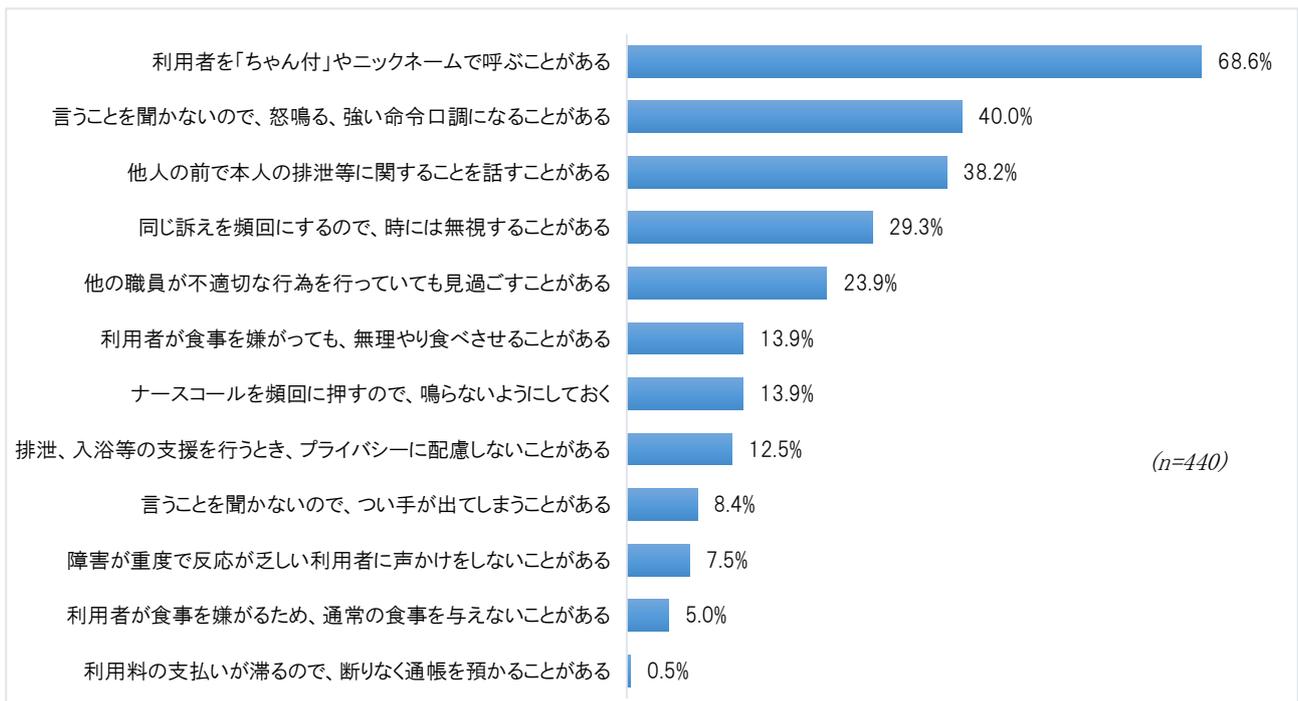
(3) 職種及び役職

回答者の職種について、保有する資格でなく雇用されている職種では、施設入所支援、生活介護においては「生活支援員」が、共同生活援助では「世話人」が多く、回答者の役職は「一般職」が7割超でした。



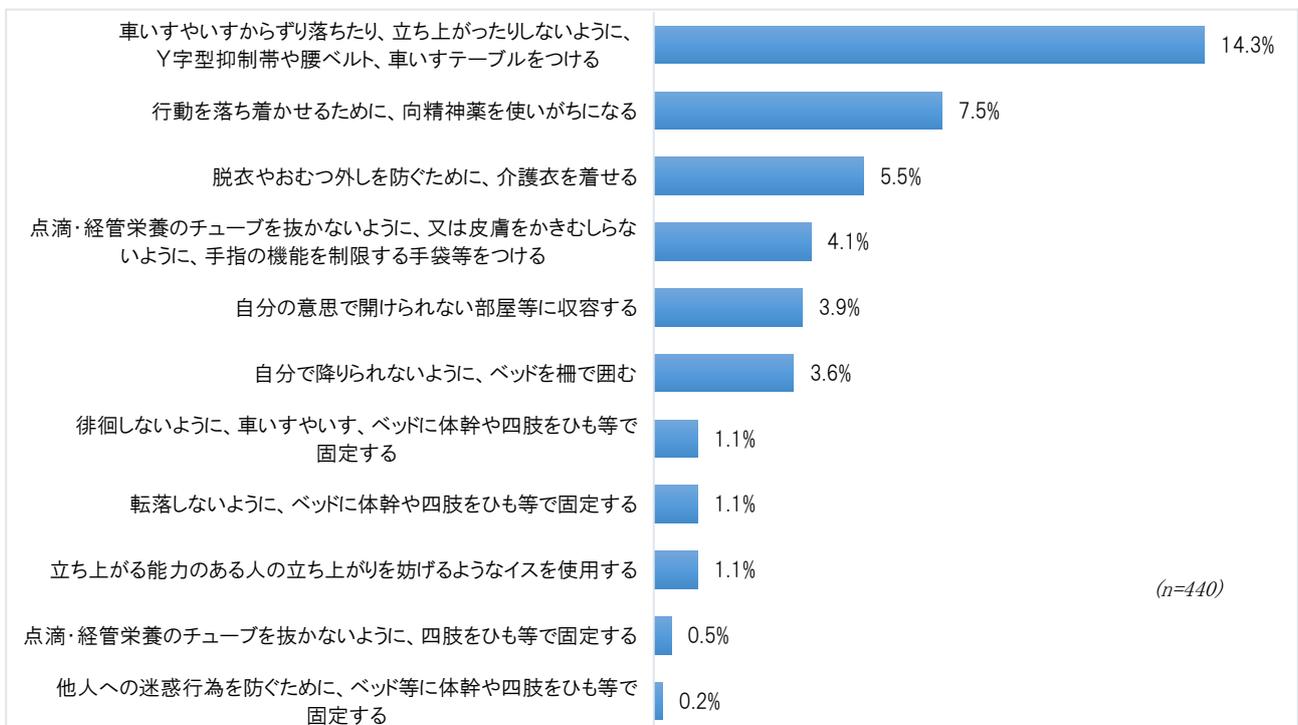
2. 障害者虐待行為に対する認識について

(1) ここ1年以内に行った、または見聞きした行為について



虐待行為を、ここ1年以内に回答者が行った、又は他の職員が行っていたのを見聞きしたことがあるかを尋ねると『ある』の回答者は、全体では79.7%で、施設入所支援が90.7%、生活介護が85.2%でした。

(2) ここ1年以内に行った、または見聞きした身体拘束について

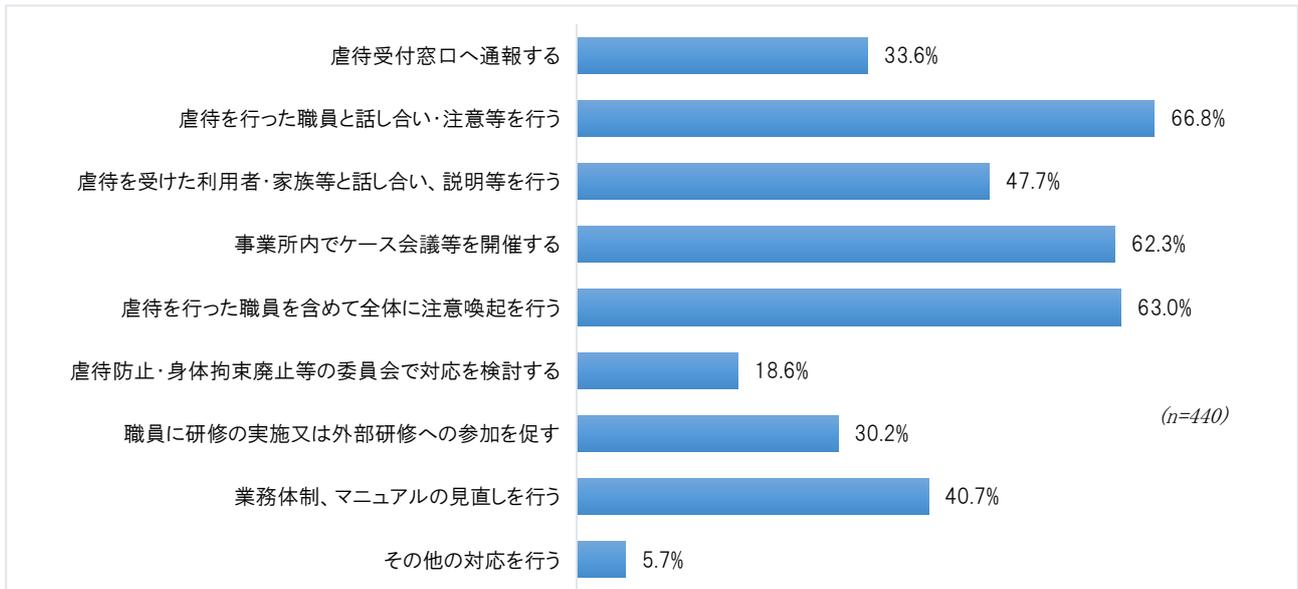


拘束行為を、ここ1年以内に回答者が行った、又は他の職員が行っていたのを見聞きしたことがあるかについて尋ねると『ある』の回答者は、全体では23.8%で、施設入所支援が53.7%、生活介護が26.4%でした。

3. 障害者虐待への対応と認識について

(1) 障害者虐待が疑われたケースに気づいた際の対応について

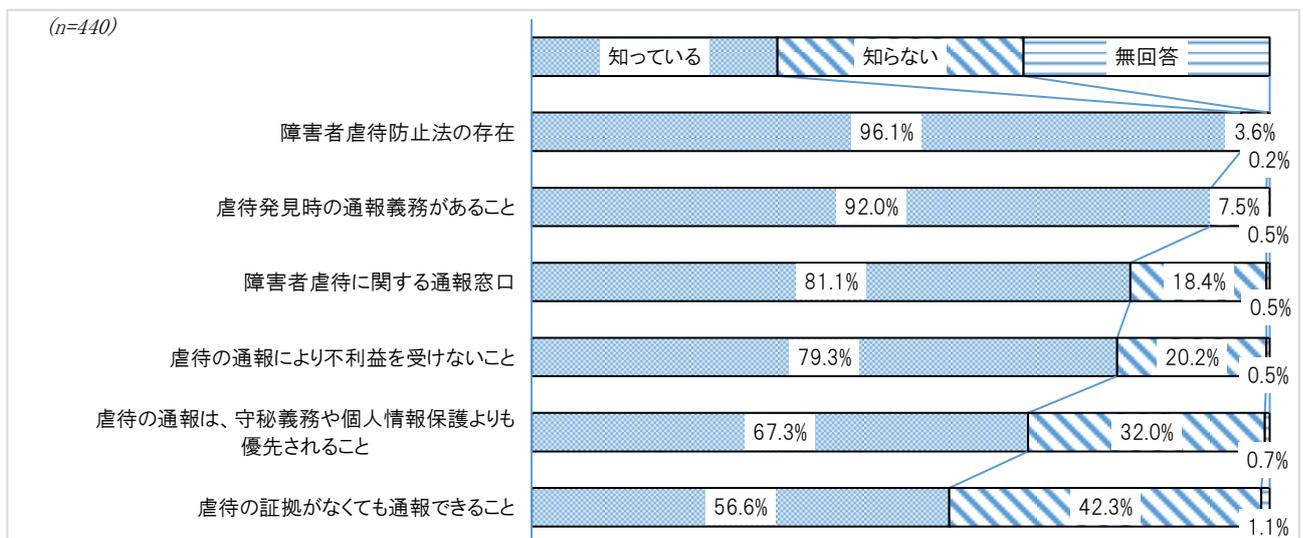
(複数回答: 上限なし)



施設内で虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合「虐待受付窓口へ通報する」と回答した方は、33.6%に留まっていますが、虐待行為や拘束行為を施設内で見聞きしたことがともに「ない」と回答した方の虐待受付窓口への通報割合は、「ある」と回答した方より高く、虐待防止法や適切な介護知識を持つことが虐待防止につながっていると考えられます。

障害者福祉施設等は『虐待を防止するための措置』に関する『運営規程』を定めることが義務付けられていますし『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』では、虐待を防止するための措置として虐待防止委員会の設置等の必要な体制の整備が求められています。各施設では、虐待防止委員会を設置し『虐待防止のための計画づくり』『虐待防止のチェックとモニタリング』『虐待発生後の検証と再発防止策の検討』に取り組んでいく必要があります。

(2) 障害者虐待防止法に関する理解について

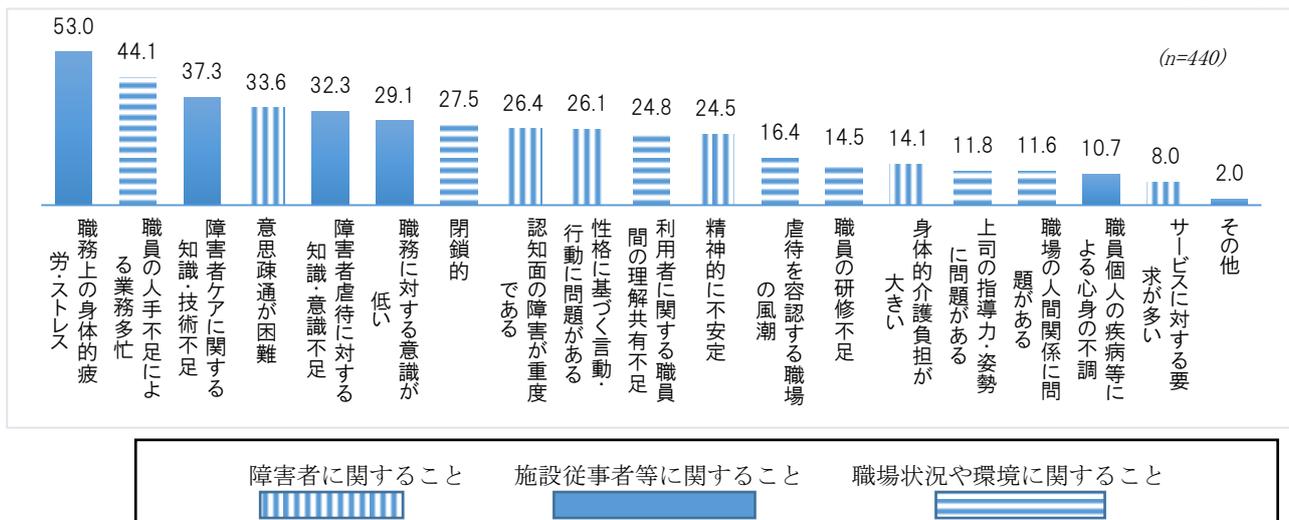


「虐待防止法の存在」を知っている割合は全体的に高いことがわかりました。しかし、虐待防止法で定められている「虐待通報は、守秘義務より優先される」「虐待の証拠がなくても通報できること」等の内容についての理解割合は低いため、虐待防止法の内容についての周知が必要です。

4. 障害者虐待の防止に向けて求められること

(1) 障害者虐待の原因について

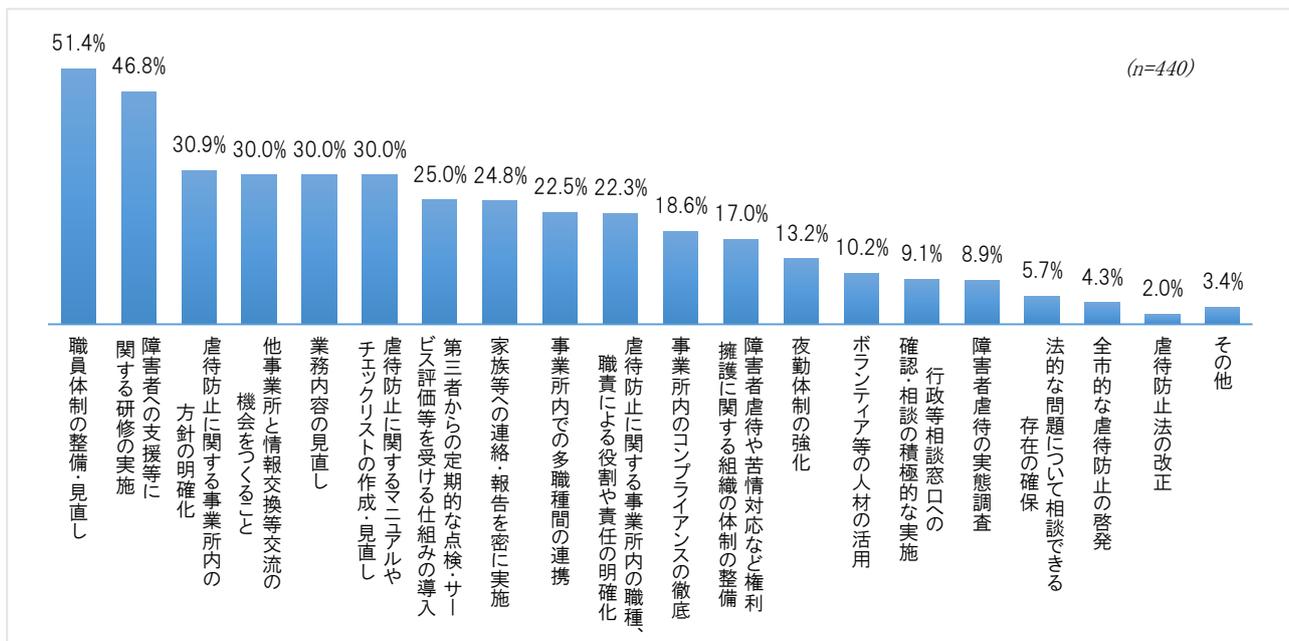
(複数回答:3 つまで)



「職務上の身体的疲労・ストレス」「職員の人手不足による業務多忙」は、虐待行為や拘束行為の「ある」「ない」に関係なく原因の上位となっています。その他「ある」という方と「ない」という方では、障害者虐待が起こる原因についての考えに差があることがわかりました。「ある」という方は「上司の指導力・姿勢に問題がある」「障害者ケアに関する知識等の不足」「閉鎖的（第三者の目が入らない等）」を原因とする回答が高く、「ない」という方は「身体的介護負担が大きい」「職務に対する意識の低さ」「虐待を容認する職場の風潮」などを虐待が起こる原因とする回答が高くなっています。

(2) 障害者虐待の防止に向けて必要なこと

(複数回答:5 つまで)



約 20% 弱の職員が研修に参加していないことがわかりました。虐待防止法の理解等を図るためには、研修等による周知が必要です。しかし、生活支援員や世話人は、業務が忙しい、時間がないとの理由で研修に参加しづらい状況にあることもわかりましたので、参加した職員からの伝達研修や伝達研修を行ないやすい研修資料の工夫が必要です。